

**「令和 6 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」(冊子)  
広告募集について**

半田市環境課では、「令和 6 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」に広告枠を設けます。広告掲載をご希望の方は、下記の募集要項をご覧ください、ご応募ください。

---

**「令和 6 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」(冊子) 広告募集要項**

**1. 広告媒体**

- ① 広告媒体名称  
「令和 6 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」
- ② 規格等  
A4 判 28 ページ オフセット印刷 (4 色カラー)
- ③ 発行部数  
日本語版 48,000 部
- ④ 配布方法  
自治区を通じて各世帯に配付。転入者には随時配付。  
半田市役所・半田市リサイクルセンター・市内公民館などの公共施設に設置

**2. 募集する広告**

- ① 広告掲載ページ  
ごみ分別区分具体例コーナー等
- ② 掲載位置及び枠数  
各ページの下段に掲載 (ただし、掲載ページの指定はできません。)  
募集枠数 最大 20 枠 (ただし、1 種広告のみの場合は 10 枠)

**3. 広告掲載料・規格**

- ① 1 種広告  
1 枠当たり 83,800 円 (消費税込み)  
サイズ 横 168mm×縦 45mm
- ② 2 種広告  
1 枠当たり 41,900 円 (消費税込み)  
サイズ 横 83mm×縦 45mm

#### 4. 掲載できない広告

- 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 政治性及び宗教性のあるもの
- 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

その他、半田市広告掲載要綱第3条及び半田市広告掲載審査基準に該当するものは掲載できません。

#### 5. 申込み

##### ① 申込方法

別紙「広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、掲載する広告案（以下、原稿）とあわせてご提出ください。原稿が昨年度と同じ場合は、申込書の備考欄に「原稿は昨年度と同じ」とご記入ください。

※申込書等の電子データは半田市ホームページからダウンロードできます。

##### ② 申込書等提出先

郵送 〒475-0803 半田市乙川末広町 50 番地

半田市市民経済部環境課 ごみ減量担当

Eメール gomigen@city.handa.lg.jp

##### ③ 申込締切

令和5年12月20日（水）

郵送の場合、消印有効とします。

※申込書に必要事項が記載されていないものや、原稿の提出がないものは無効としますのでご注意ください。

#### 6. 広告掲載の決定・掲載手続き

##### ① 申込の審査

内容を審査のうえ、掲載の可否を決定します。

募集枠数を超える申し込みがあった場合は、抽選により決定します。

枠数の都合により、1種広告を優先します。

##### ② 掲載の決定

広告掲載に係る決定通知（広告掲載決定通知書）を送付します。

審査等の結果、非掲載となる申込に対しても通知を送付します。

#### 7. その他の注意事項

- 提出された原稿が、半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準及び本要項に違

反していると認められる場合は、期限を定めて原稿の内容等を変更していただきます。

- 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。
  - ・指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
  - ・指定した期日までに原稿が提出されない場合
  - ・指定した期日までに原稿が修正されない場合
  - ・その他、広告掲載が適切でないと判断した場合
- 広告掲載の決定を取り消した場合において、半田市は広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）に対し、その賠償の責めを負いません。また、納付済みの広告掲載料の返還はしません。
- 原稿は、広告主の責任と負担において作成してください。

※その他、広告掲載の詳細については、半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準をご覧ください。